

閑候。恐々。

(寛正六年)
九月二日

貞勢親

白山長吏御坊

(これを寛正六年とするは蟻川親元日記に據る。東神宮は白山宮に屬す。)

九月十七日。能登の安國寺、鳳至郡總持寺より祖忌御齋料を領收す。

【總持寺文書】 鳳至郡

九四二

請取申

祖忌御齋祈之事

合拾貫文者

右所請取申之狀如件。

寛正六年九月十七日

安國寺納所

堅智 在判

總持寺五院

守塔禪師

寛正七年

丙戌

文正元年

二月廿八日 紀元二二二六
改元

五月十九日。足利義政、中院通秀に、江沼郡額田莊・加納八田莊を安堵せしむ。

【中院文書】

九四三

加賀國額田莊・加納八田莊事、早爲直務之上者、任當知行之旨、領掌不可有相違之狀如件。

文正元年五月十九日

(足利義政)
御判

中院大納言殿

文正二年

丁亥

應仁元年

三月五日

紀元二二二七

七月朔日。權大僧都快運、鳳至郡大町來迎寺に、勅定山の扁額を寄進す。

【來迎寺扁額】 鳳至郡

九四四

(表面)

勅定山

(裏面)

作者 金剛佛子幸運

□仁元年(應)七月一日 願主權大僧都法印快運

應仁二年

戊子

紀元二二二八

十月朔日。加賀守護富樫政親、石川郡祇陀寺に、同寺領中村莊・久武保等の地を還付す。

【祇陀寺文書】

九四五

加賀國河内庄祇陀寺領、中村庄・久武保・村井之内、并成丸之内、長嶋之内田地等事、額丹後守致押領令相違云々。雖然爲御祈願寺之間、則還附申之上者、任代々御判旨、國役諸公事以下免除畢、於向後可令停止催促者也。仍爲後證狀如件。

應仁貳年十月朔日

(富樫政親)
龜童丸 在判

祇陀寺

應仁三年

己丑

文明元年

五月廿八日 紀元二二二九
改元

二月。假掲

【洞雲寺文書】 鳳至郡

九四六

寄進申候。天平田地之事、格之内兩むかひ畠共ニ、以來爲一紙如此候。仍狀如件。

文明元年(辛未)二月 日

秀次 在判

(この文書は、山田秀次が鳳至郡洞雲寺に對する寄進狀なりといふ。然れども様式甚だ整はざるのみならず、文明元年是己丑にしてしかも五月廿八日改元なり。その假作たること論を待たず。)

文明二年

庚寅

紀元二二三〇

四月廿三日。吉見統頼、鳳至郡總持寺に、羽咋郡富來院の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

九四七

奉寄進

富來院豐田西方町後百苅等事

右在所者、爲周堂玄昌居士菩提、永令寄進處也。若子々